



31平環政第196号
令和元年(2019年)7月4日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

記

- 1 条例別表第1に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について

以上
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 条例別表第1に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定等について

(理由)

今回は、平成27年9月18日付けの平塚市廃棄物対策審議会答申等を踏まえて、平成28年4月1日から事業系一般廃棄物の搬入料金以外の手数料を改定した。

その際、事業系一般廃棄物の搬入料金を据え置きとしたのは、市の「使用料、手数料の算定基準(以下「基準」という。)」において原則過去3か年の決算状況の平均を用いるとする条件を、当時稼働したばかりの環境事業センターが満たしていなかったことが主な理由である。

そこで今回は、処理原価を算定するための上記条件を満たしたこと、また基準で定める「原則として3年ごとに見直しを行う」とする内容、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられること等を踏まえ、条例で規定する一般廃棄物の処理手数料等について、検討することを願うものである。

以上